

国民年金保険料の申請免除と猶予制度

7月から免除制度が一部改正



国

民年金制度では、20歳以上60歳未満のすべて

の方が国民年金に加入し、その保険料を納めなければなりません。平成18年度の保険料は月額13,860円です。

しかし、経済的な事情により保険料を納めることが困難な方のために、国民年金では、保険料の「申請免除制度」や「付猶予制度」があります。

申

請して、承認されると保険料の納付が免除又は猶予されます。

なお、申請免除の審査は、申請者本人、申請者の配偶者、世帯主の前年の所得で判定されます。

しかし、下の表の基準を超えていても、失業した場合や天災により損害を受けた時など一定の理由があれば承認されることができます。

付猶予の場合には、申請者本人と配偶者の前年所得で判定されます。

免除・猶予の期間は7月から翌年6月まで。申請した月にかかわらずこの期間で承認

されます。

こ

の他に、生活保護を受けている方や障害年金1、2級の受給者などのための「法定免除」や「学生納付特例制度」も設けられています。

申請に必要なもの

○年金手帳、印かん

失業を理由とする免除申請の場合は、「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険被保険者離職票」、「事業主の証明」なども必要となります。

問合せ

年金ダイヤル

☎ 0570-05-1165

苦小牧社会保険事務所

☎ 0144-36-6131

役場国保年金課年金係

☎ 022-2512

* 扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは48万円、特定扶養親族であるときは63万円として計算します。

* 学生の場合は、「学生納付特例制度」が優先し、申請免除を受けることができません。

* 「4分の3免除」と「4分の1免除」は、平成18年7月から実施されています。

* 学生の場合は、「学生納付特例制度」が優先し、申請免除を受けることができません。



免除申請の所得基準等

免除の区分	所得基準（目安）	老齢基礎年金を受けるとき
全額免除	(扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円	年金額に3分の1が反映
4分の3免除	78万円 + (扶養親族等の数 × 38万円(*))	年金額に2分の1が反映
半額免除	118万円 + (扶養親族等の数 × 38万円(*))	年金額に3分の2が反映
4分の1免除	158万円 + (扶養親族等の数 × 38万円(*))	年金額に6分の5が反映



一部納付する場合の月々の保険料額（平成18年度）は次のとおりです。

4分の1納付： 3,470円

2分の1納付： 6,930円

4分の3納付： 10,400円

※保険料は、毎年同額とは限りません。

免
除
ま
た
は
猶
予
さ
れ
ま
す
。この場合、承認された期間が属する年度から起算して3年目以降に納付するときには、年金額が少なくならないようになります。経過した年数に応じた一定の加算額が加わります。